第百十八条中「している被保険者」の下に「（次条の規定の適用を受けている被保険者を除く。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第百十八条の二　産前産後休業をしている被保険者を使用する船舶所有者が、厚生労働省令で定めるところにより厚生労働大臣に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間、当該被保険者に関する保険料を徴収しない。

第百五十三条第一項第二号中「第十九条」を「第十九条の二」に、「同条第一項」を「第十九条第一項及び第十九条の二第一項」に改め、同項第七号中「第百十八条」の下に「及び第百十八条の二」を加える。

第百五十三条の八第一項第四号中「第百十八条」の下に「、第百十八条の二」を加える。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第二十七条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第十三条の二第一号中「第三号及び附則第十三条の四第一項第一号において」を「以下」に改め、同条第三号中「附則第十三条の四第一項第一号において」を「以下」に改める。

附則第十三条の三第一号中「第三号及び附則第十三条の五第一項第一号において」を「以下」に改め、同条第三号中「附則第十三条の五第一項第一号において」を「以下」に改める。

附則第十三条の七を附則第十三条の十一とし、附則第十三条の六を附則第十三条の十とし、附則第十三条の五の次に次の四条を加える。

（平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る前期高齢者交付金の額の算定の特例）

第十三条の六　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の概算前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十四条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　調整対象給付費見込額等

二　当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の五第一項の規定により算定した概算後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者見込数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（第三項において「補正後前期高齢者加入見込率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の八において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額」という。）

イ　加入者（特定加入者（次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める者をいう。以下同じ。）である者を除く。）の見込数

(1)　健康保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(2)　船員保険法の規定による被保険者　その同法に規定する標準報酬月額と、同法に規定する標準賞与額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(3)　国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する標準報酬の月額と、同法に規定する標準期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(4)　地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員　その同法に規定する給料の月額と、同法に規定する期末手当等の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(5)　私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者　その同法に規定する標準給与の月額と、同法に規定する標準賞与の額の当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

(6)　国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員　その健康保険法に規定する標準報酬月額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものと、同法に規定する標準賞与額に相当するものとして厚生労働省令で定めるものの当該各年度の合計額を当該各年度の加入月数で除して得た額との合計額が、十万千円に満たない者及びその被扶養者

ロ　特定加入者である者の見込数に、各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

ハ　前期高齢者である加入者（特定加入者である者を除く。）の見込数

ニ　前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の見込数に各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

三　調整対象給付費見込額等に係る概算調整対象基準額

四　前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に係る概算調整対象基準額（当該被用者保険等保険者に係る前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の概算額に補正後概算加入者調整率を乗じて得た額をいう。附則第十三条の八において同じ。）

2　前項第二号イの加入月数は、健康保険法の規定による被保険者、船員保険法の規定による被保険者、国家公務員共済組合法に基づく共済組合の組合員、地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員、私立学校教職員共済法の規定による私立学校教職員共済制度の加入者又は国民健康保険法附則第十条第三項の規定により厚生労働大臣が定める国民健康保険組合の組合員であつた期間として、それぞれ厚生労働省令で定めるところにより算定した月数とする。

3　第一項第四号の補正後概算加入者調整率は、厚生労働省令で定めるところにより、当該各年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数に対する前期高齢者である加入者の見込総数の割合を補正後前期高齢者加入見込率（その率が第三十四条第四項に規定する下限割合に満たないときは、当該下限割合とする。）で除して得た率を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率とする。

第十三条の七　平成二十八年度以後の各年度の被用者保険等保険者に係る第三十三条第一項の確定前期高齢者交付金の額は、当分の間、第三十五条第一項の規定にかかわらず、第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を控除した額と第二号に掲げる額から第四号に掲げる額を控除した額との合計額（当該合計額が零を下回る場合には、零とする。）とする。

一　調整対象給付費額等

二　当該各年度における当該被用者保険等保険者に係る附則第十四条の六第一項の規定により算定した確定後期高齢者支援金の額に、当該各年度における当該被用者保険等保険者に係るイに掲げる数とロに掲げる数との合計（同項において「補正後加入者数」という。）に対するハに掲げる数とニに掲げる数との合計の割合を基礎として被用者保険等保険者ごとに算定される率（次項において「補正後前期高齢者加入率」という。）を乗じて得た額（第四号及び附則第十三条の九において「前期高齢者に係る補正後後期高齢者支援金の確定額」という。）

イ　加入者（特定加入者である者を除く。）の数

ロ　特定加入者である者の数に、各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数

ハ　前期高齢者である加入者（特定加入者である者を除く。）の数

ニ　前期高齢者である加入者のうち特定加入者である者の数に各年度ごとに特定加入者である者の数及び後期高齢者支援金の額の状況を勘案して政令で定める割合を乗じて得た数